



付近見取図

＝ 特記仕様 ＝

【工事概要】

- 工事場所：津市 寿町 地内
- 工事内容：津市乙部保育園砂場上屋改修工事
- 施設名称 津市乙部保育園
- 工事項目 砂場上屋改修工事

【施工条件】

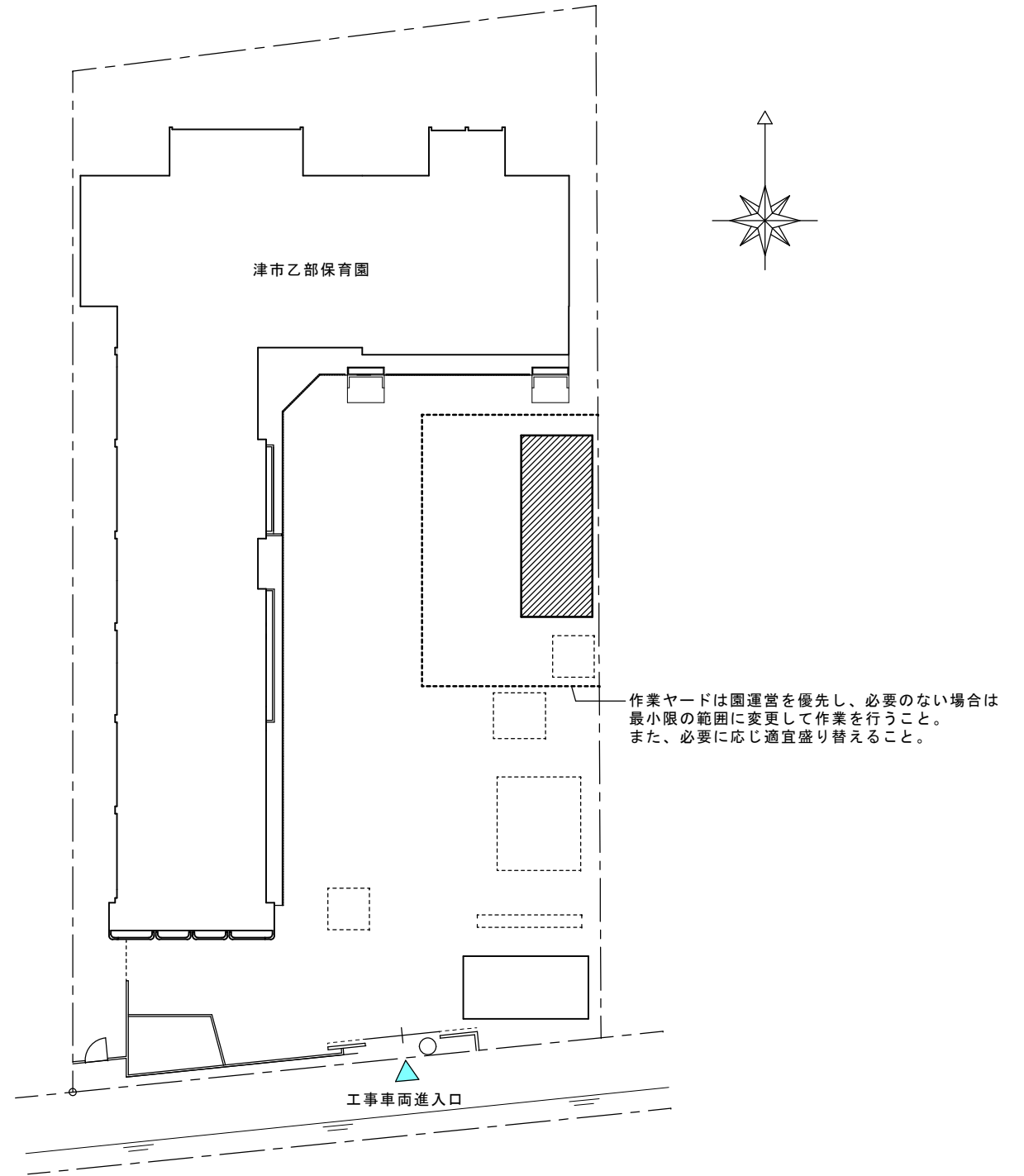
- ・作業着手までの期間に調査及び、施工計画書を作成し、市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手までの園内調査は、事前に保育園、市監督員の承諾を得るものとし、閉園時など保育園の運営に影響を与えない範囲とする。
- ・運営しながらの工事となるため、施設利用者の安全に十分配慮すること。
- ・解体、はつり等の騒音を伴う工事は、土日祝日作業とする。
- ・園児の午睡時間（12：00～15：00）においては、特に騒音等に配慮を行い施工すること。
- ・資材等の搬入、解体に伴う廃材等の搬出は、原則登園時間以前、降園時間以後もしくは土日祝日に行うこと。但し、車両進出入を伴わず、園児の安全が確保できる範囲は別とする。
- ・当工事中も保育を行っているため、緊急且つ必要な場合においては監督員以外も直接業者に指示することがあるが、その場合はその指示に従うこと。
- ・工事用水、電力については施設内既存の設備を無償で利用できる。但し、保育園業務に影響しないように事前に打合せのうえ計画し、施工すること。
- ・工事着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真に記録しておくこと。また、工事過程において、既存施設に損害等を与えた場合は、請負人の負担において、速やかに復旧すると共に市監督員に報告すること。
- ・設計図書に明記なくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
- ・工事車両通行時には誘導員を配置し、通行人、施設利用者及び敷地周辺の安全確保に十分配慮すること。
- ・車両等により園庭を乱した場合は、整地を行うこと。
- ・工事車両駐車は近隣にあるため、市監督員の指示に従うこと。
- ・受注者は再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合は、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。

【適応基準】

- ・国土交通省官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編 平成31年版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編 平成31年版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修「建築工事標準詳細図」（平成28年版）
- ・その他関係法令

【解体撤去処分】

- ・当工事により発生する廃材は、産業廃棄物となるための関係法令により適切に処理すること。また、工事完了後、速やかにマニフェスト（A、B2、D票）を市監督員に提示すること。
- ・近隣に対し騒音・振動・粉塵等を配慮した施工を行うこと。



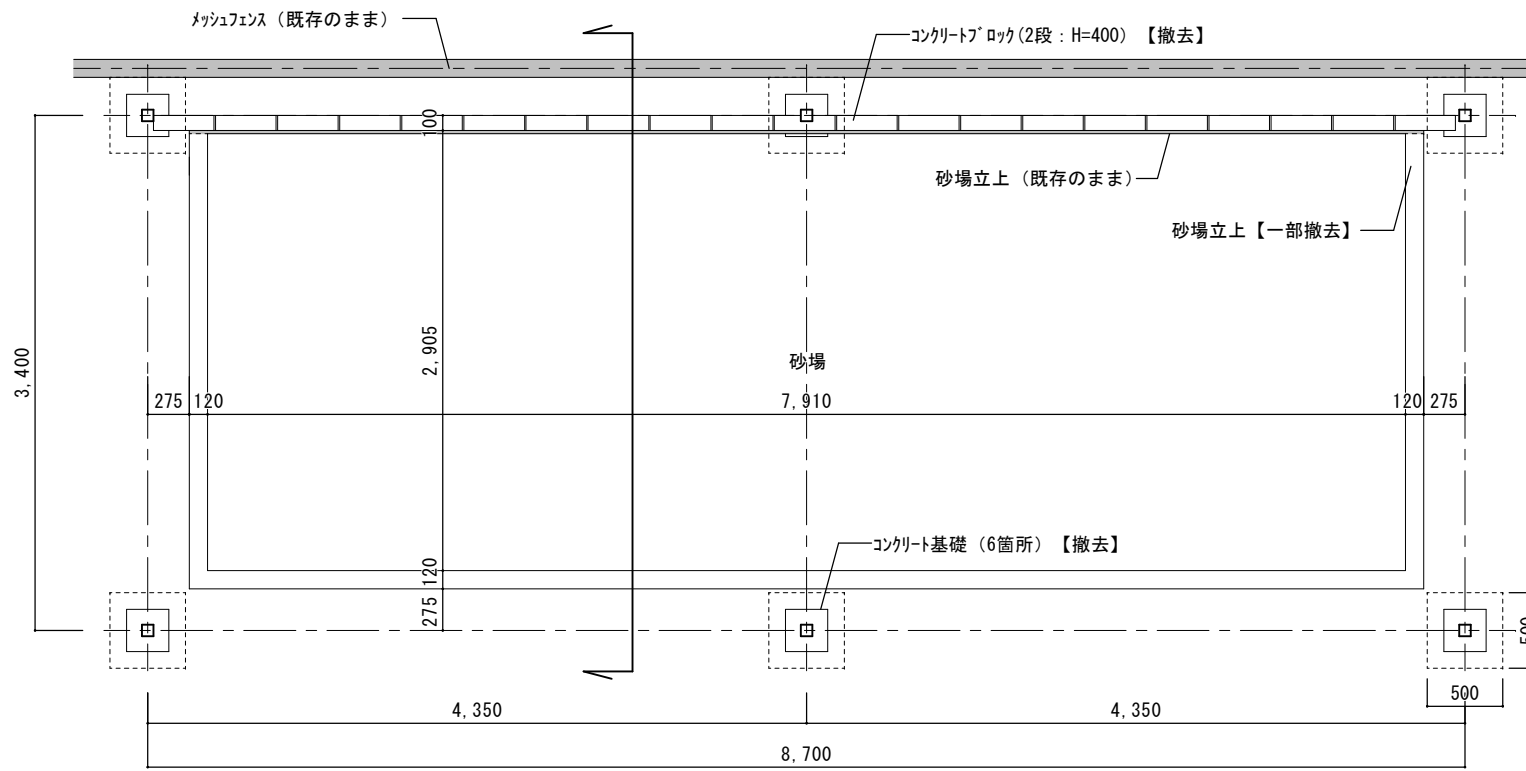
配置図兼仮設計画図（参考図） 1/300

凡例

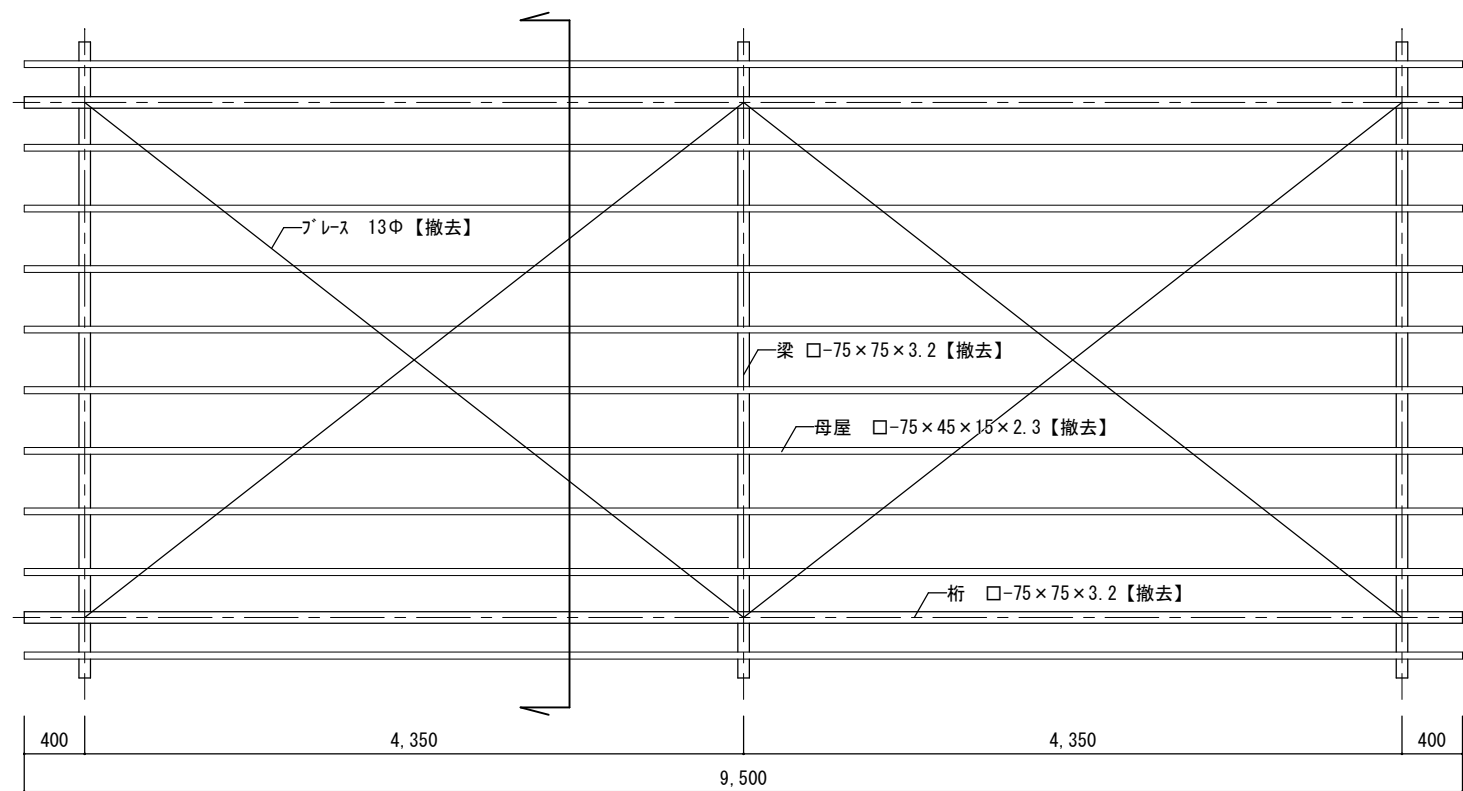
- ：工事対象
- ：プラスチックフェンス H1180程度
- ：交通誘導員（工事車両進入口）
- ：遊具

津市乙部保育園砂場上屋改修工事		縮尺 1/300
図面名称	付近見取図、配置図兼仮設図	原図：A3
津市建設部営繕課		No. 1/3

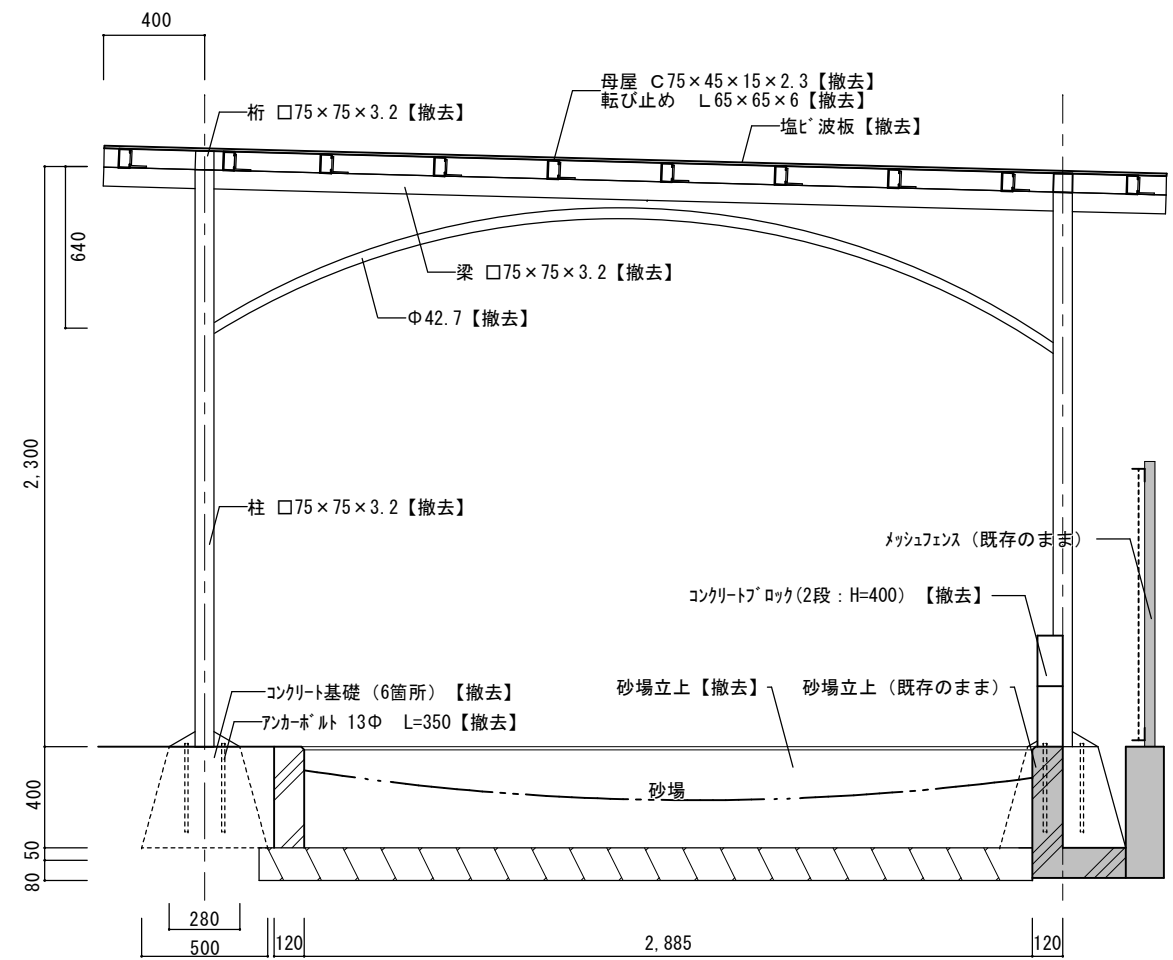
# 参考図



既設平面図 1/50



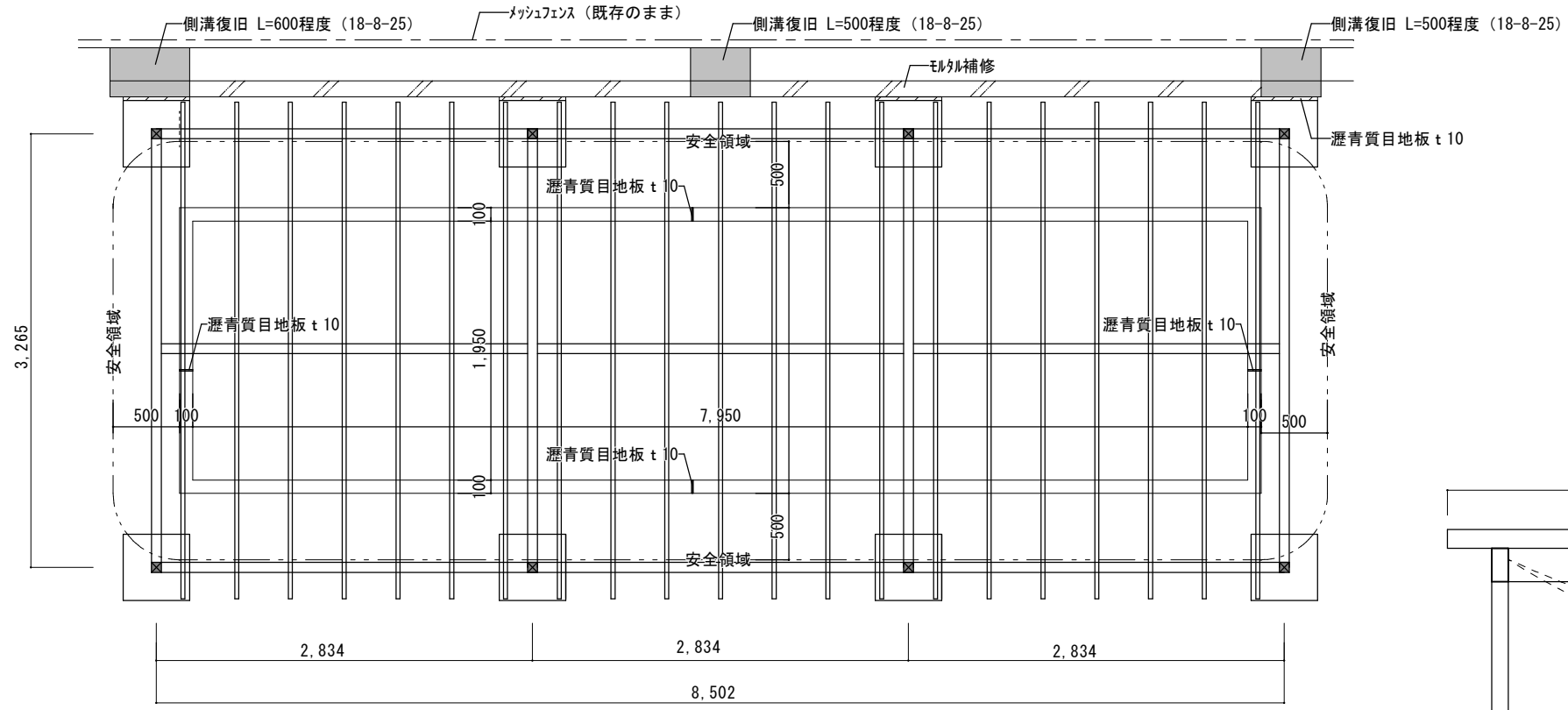
既設小屋伏図 1/50



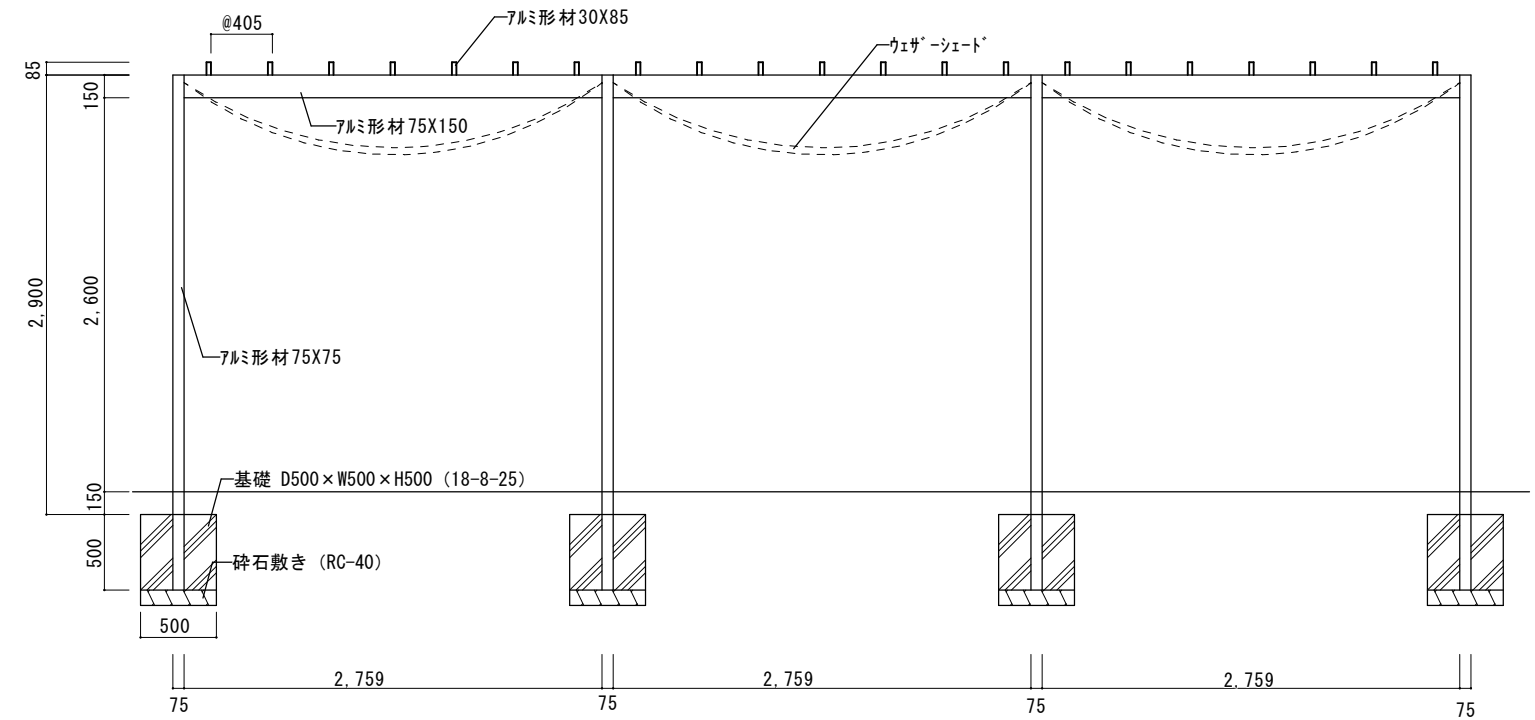
既設断面図 1/30

津市乙部保育園砂場上屋改修工事		縮尺 1/50 1/30
図面名称	既設平面図、既設小屋伏図、既設断面図 (参考図)	原図: A 3
津市建設部営繕課		No. 2/3

# 参考図

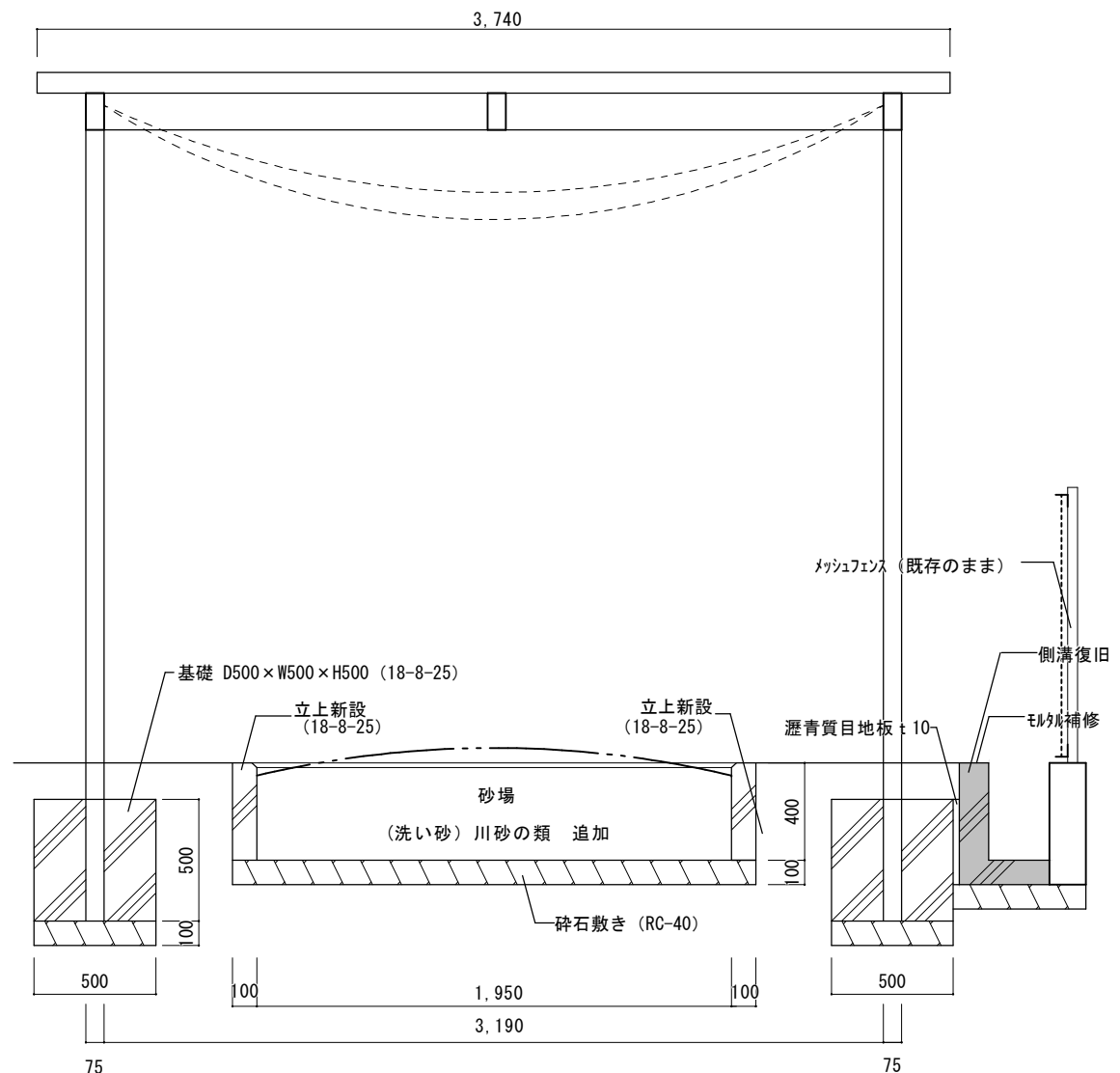
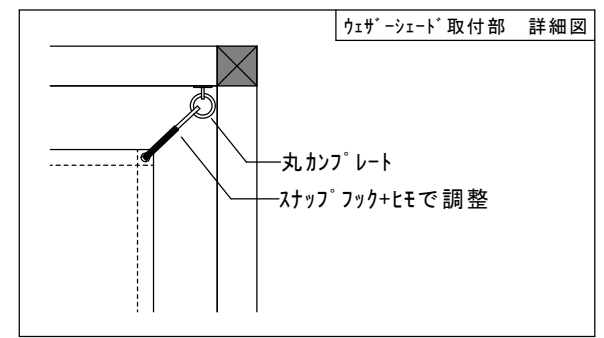


平面図 1/50



断面図 1/50

(株) タカショー: ハーゴラホー子 (独立、ステンカラー)  
ウエザースシート 固定タイプ サンドストーン90% 同等品



※材料の選定については、監督員の承認を得ること。  
※基礎については、原則上屋製品の仕様によるものとするが、砂場の安全領域に影響があるため留意すること。

津市乙部保育園砂場上屋改修工事		縮尺 1/50
図面名称	砂場上屋平面図、断面図 (参考図)	原因: A 3
津市建設部営繕課		No. 3/3